

# 第34回 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域会議 北九州市提出資料

令和5年6月19日



北九州市は、令和5年2月10日に市制60周年を迎えました。

# 北九州市テレワーク推進センターの設置

民間事業者が開業予定の大型イノベーション施設内に、北九州市テレワーク推進センターを設置し、官民連携による企業・労働者のテレワーク導入を促進

## 北九州市テレワーク推進センター



内閣府  
Cabinet Office



総務省  
MIC  
Ministry of Internal Affairs and Communications



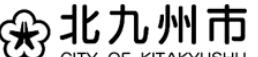
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry



国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



北九州市  
CITY OF KITAKYUSHU

- ・相談対応
- ・支援制度の案内
- ・サービス・技術の情報提供
- ・体験機会の提供



テレワークを導入したい  
企業・労働者

## グランモール 北九州 イノベーションセンター 事業構想（予定）

宿泊施設

コワーキング  
スペース

ライブコマース  
配信スタジオ

事業者

G Z キャピタル 株式会社

所在地

北九州市八幡西区美吉野町

開業日

令和5年秋頃（第1期事業区画）

延床  
面積

約52,300m<sup>2</sup>  
（うち第1期事業区画）  
・コンテンツエリア：約4,785m<sup>2</sup>  
・ファクトリーエリア：約1,300m<sup>2</sup>

イベント  
スペース



GRANDMALL  
KITAKYUSHU  
Innovation Center

国家戦略特区メニュー  
活用施設

総合型イノベーション施設と連携することで、ビジネスが  
しやすい環境づくり・移住促進・関係人口創出を包括的に実現！

ショッピングセンター「グランモール」



リニューアル

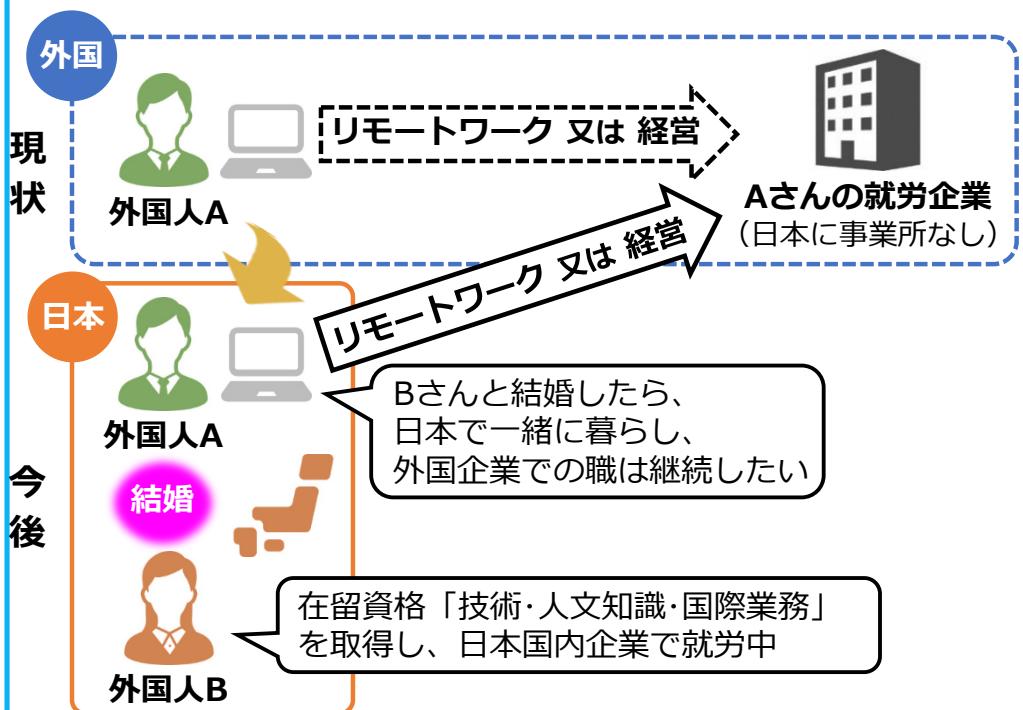


## ニーズ

## 外国人に居住する

- ・外国企業にリモートワークで就労する外国人や、
- ・外国企業を経営する外国人が、

今後、日本で就労する外国人と結婚し、現在の職を維持したまま日本で一緒に暮らしたいニーズがある。

規制改革  
提案

就労のための在留資格を取得し本邦に在留する外国人の扶養を受けない配偶者で、外国の公私の機関との契約に基づき従事する外国人及び外国の公私の機関を経営・管理する外国人について、本邦への在留を認める特定活動を創設する。

## 課題

現行、外国企業の職に就く外国人が、本邦に在留することを認める在留資格がない。

家族滞在

該当せず

## 【活動要件】

技術・人文知識・国際業務等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

→ Aさんは、外国企業の職を維持した場合、一定以上の収入があり、Bさんの扶養を受ける配偶者に該当しない。

また、日常的な活動に該当しない。

企業内転勤

該当せず

## 【活動要件】

本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が、本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行う技術・人文知識・国際業務の活動

→ Aさんが就労・経営する外国企業は、日本国内に事業所がない。

技術・人文知識・国際業務

該当せず

## 【活動要件】

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学や人文科学に係る技術・知識を要する業務、外国の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする業務に従事する活動

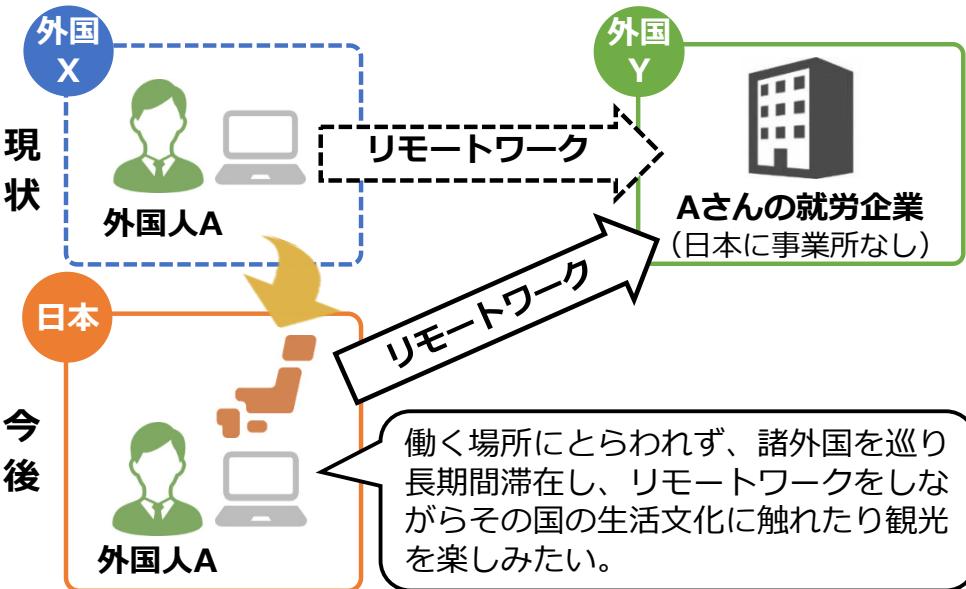
→ Aさんが就労・経営する外国企業は、本邦の公私の機関ではない。



婚姻による本邦在留外国人材の流出防止、経済力がある外国人の受け入れによる生活・観光での経済効果

## ニーズ

- ✓ 外国企業では、国境を越えたテレワークといった多様な働き方が進んでおり、海外ではリモートワークビザやワーケーションビザ等を創設し、リモートワーカーを長期間受け入れる国が増加。
- ✓ 本市においても、外国企業にリモートワークで就労する外国人を受け入れたい。



## 課題

外国の公私の機関との契約に基づきリモートワークを行う外国人について、本邦への在留を長期間認める在留資格がない。

企業内転勤

該当せず

## 【活動要件】

本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が、**本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行う技術・人文知識・国際業務の活動**  
**→ Aさんが就労する外国企業は、日本国内に事業所がない。**

技術・人文知識・国際業務

該当せず

## 【活動要件】

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学や人文科学に係る技術・知識を要する業務、外国の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする業務に従事する活動  
**→ Aさんが就労する外国企業は、本邦の公私の機関ではない。**

規制改革  
提案

外国の公私の機関との契約に基づきリモートワークを行う外国人について、  
**本邦への在留を長期間認める特定活動を創設する。**



外国企業の職を失わず日本に在留可能となることで魅力的な条件を提供。高度人材が多く経済力があるリモートワーカーから選ばれる都市となり、日本での生活や観光等での経済効果が期待できる。